

## 「第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画」策定方針(案)

### 1. 計画の趣旨

伊賀市では平成20年11月から平成26年10月までを計画期間とする、第1期伊賀市中心市街地活性化基本計画を策定し、「上野市駅前地区第一種市街地再開発事業」によるハイトピア伊賀や駅前広場などの整備を進め、「街なみ環境整備事業」により、道路美装化事業、赤井家住宅、さまさま広場などの整備や、景観助成事業により城下町の景観や佇まいの保存と回遊性の向上に努めてきました。

また、令和2年4月から令和7年3月までを計画期間とする第2期伊賀市中心市街地活性化基本計画を策定し、古民家活用事業、空き店舗対策事業に取り組んでいますが、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症による観光客入込客やイベント参加者の大幅な減少は中心市街地の活性化に大きな影響を与えています。

このような状況の中、旧上野市庁舎改修整備事業と忍者体験施設整備事業を核として、20世紀遺産20選に選ばれた「伊賀上野城下町の文化的景観」を繋げる動線を回廊に見立てた「にぎわい忍者回廊整備事業」が公民連携で動き出しました。この事業は、令和7年4月に開催される大阪関西万博の来場者を伊賀市に呼び込み、経済効果を得ることに加え、20世紀遺産による景観まちづくりを進めることで「市民の誇り」を醸成し、「選ばれる伊賀市」となるための取り組みです。

これらの動きを中心市街地活性化の柱として、本年度から来年度において「第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画」の策定を進め、中心市街地から市全体の活性化につなげるため、行政と民間が連携して事業の取り組みを進めます。

### 2. 策定スケジュール

別紙のとおり

### 3. 策定体制

計画策定にあたっては、公共的団体からの代表者、学識経験を有する者、市民から公募した者等による「伊賀市中心市街地活性化基本計画策定委員会」を組織し、協議を進めるとともに、市民ワークショップを開催し、多様な主体による活性化、まちづくりへの参画を促し、パブリックコメントやタウンミーティングにより、市民の意見を反映する体制を整えます。

また「中心市街地の活性化に関する法律」第9条第6項に基づき、「伊賀市中心市街地活性化協議会」に対して意見を求め、その意見を反映します。



### 第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画の策定体制（案）

